

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 4 月 10 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 古 沢 時 衛  
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 26 年 11 月 18 日(神奈川県公報号外第 52 号)神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分の 2 箇所(既報告の 2 箇所を除く)に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
警務部警務課	平成 26 年 8 月 7 日(平成 26 年 6 月 20 日及び同年 7 月 3 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察官等募集ポスターの印刷業務の契約の締結に当たり、1 回目の指名競争入札が不成立となった後、新たな指名競争入札を行うべきところ、神奈川県財務規則運用通知で定める要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを行い随意契約(契約金額 1,887,952 円)により契約していた。	不適切事項については、指名競争入札が不成立となる場合を想定した日程設定をしていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、入札の時期を早期に設定することにより、適正な事務執行に努めることとした。
交通部交通規制課	平成 26 年 8 月 7 日(平成 26 年 6 月 18 日から同月 20 日まで、同月 23 日及び同月 30 日職員調査)	(要改善事項) 「工事の執行に係る「かながわ方式」に基づく見積単価情報の公開に係る基準等の策定に関する件」 工事の執行に係る入札事務における積算情報の公開に係る取扱いが定められていないものがあった。 (以下省略)	要改善事項については、工事の執行に係る入札事務における積算情報の公開に係る取扱いの基準等を、警察本部においても策定する必要があると判断したことから、平成 26 年度中を目途に策定することとした。